

## [事案 23-83] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 24 年 2 月 23 日 和解成立

### <事案の概要>

証券会社を窓口として一時払の変額個人年金保険に加入したが、虚偽の説明があったことを理由に、契約を無効とし、既払込保険料を返還すること求めて申立てがあったもの。

### <申立人の主張>

平成 19 年 2 月、証券会社職員(募集人)に勧められて、変額個人年金保険に加入したが、以下の理由から、一時払保険料 250 万円を返してほしい。

- (1) 申立契約の年金額について、一時払保険料相当額の最低保証がないのに、最低保証があるとの虚偽の説明を受けた。
- (2) ラchette保証機能は付いていないのに、その機能がついているとの虚偽の説明を受けた。
- (3) 契約時に、高齢者である自分の理解度確認の名目で、募集人と一緒に上司が訪ねてきたが、その上司は説明に全く参加していなかった。

### <保険会社の主張>

以下のとおり、適切な説明が行われており、申立人の請求には応じられない。

- (1) 申立人が主張するような説明を募集人が行った事実はない。
- (2) パンフレット等には、死亡給付金額の一時払保険料相当額の最低保証があることは記載されているが、年金額等については運用実績に応じて増減することが記載されている。

### <裁定の概要>

裁定審査会では、申立人の主張を、①不実告知による契約取消し(消費者契約法 4 条 1 項 1 号)、②錯誤による無効(民法 9 5 条本文)を求めるものと解し、当事者から提出された申立書、答弁書等および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理した。

審議の結果、下記のとおり、本件は和解により解決するのが相当と判断し、指定(外国)生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条 1 項に基づき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

#### 1. 前提事実

- (1) 募集人は、上司と共に、申立契約を勧誘し申込を受けた。上司の同行は、募集会社の社内ルールに基づく、高齢契約者の意思確認を行う目的であった。募集人の勧誘には、申立人の子が同席した。
- (2) 勧誘に際して使用されたパンフレットには、運用により資産残高は変動し、一時払保険料を下回る場合があることが容易に窺えるイメージ図と、その下には「資産は特別勘定で運用されますので積立金額、解約返還金額、年金原資等は一時払保険料の合計額を下回ることがあります」との文言が記載されていた一方、ラchette保証機能についての記載はなかった。
- (3) 契約申込書にある、契約概要及び重要事項説明書等を受領したことを確認するための受領・確認印欄には、申立人の押印がなされており、申立人はこれらの資料を受

領したことが認められるが、いずれの資料にもパンフレットと同様の記載がある。

(4) 契約申込書には、申立人と同行した上司が、「高齢につき重要事項再確認」と記載し、押印している。

(5) 申立契約に、年金原資の最低保証機能及びラチェット保証機能はない。

## 2. 募集人による虚偽説明（不実告知）の有無

変額個人年金保険の説明は、通常、パンフレット等の資料を使用し、その内容に則して行われるが、本件において通常と異なる説明がなされたと認めることができる証拠は見当たらず、後日、それらの資料から明白に虚偽であることが判明するような説明を、募集人が行ったと考えることも困難で、募集人は、パンフレット等の資料を使用し、その内容に則した一通りの説明を行ったものと認められる。そして、パンフレット等には、年金原資が一時払保険料を下回らないことの記載や、ラチェット保証機能についての記載はないので、募集人が、申立人の主張するような虚偽の説明をしたと認めることはできない。

よって、募集人が、重要事項について事実と異なることを告げたと認めることはできず、消費者契約法4条1項1号に基づく取消しは認められない。

## 3. 錯誤の主張について

募集人が虚偽説明をした事実は認められないとしても、申立人の事情聴取によれば、申立人に錯誤が存在した可能性を否定することはできない。しかし仮に錯誤が認められ、それが要素の錯誤にあたるとしても、募集人の説明状況からすると、申立人には、錯誤に陥ったことにつき重大な過失があった可能性を否定することはできず、申立人から無効を主張できるとすることには疑問があることから、申立人の主張を直ちに認めることはできない（民法95条ただし書）。

## 4. 和解について

本件の解決においては、以下の事情を考慮し、和解により解決するのがするのが相当と考える。

- (1) 重要事項説明書は、契約前に読んでもらい、契約内容を確認してもらうための資料として作成されているが、本件では、契約前に交付されたものの、それを使用した説明はなされていなかった。また、募集人に同行した上司による重要事項説明の確認が実際になされたと認めることもできなかった。
- (2) 本件において、申立人が、年金原資の最低保証について勘違いした可能性を否定できないことは前記のとおりだが、重要事項説明書を使用した説明や上司による確認がなされていれば、申立人の勘違いは回避された可能性もあったと考えられる。